



ノーマルタイヤ/で積雪・凍結道路を運転するのは 法令違反です。

罰金

5万円以下

反則金

大型自動車等 **7千円** 普通自動車等 **6千円**

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く) 違反行為は、反則金の適用となります。(大型:7千円、普通:6千円、自動二輪:6千円、原付車:5千円)

冬期の安全運転は、ドライバーの皆さんの心がけが大切です!!

出発前 の 心がけ

道路状況や
気象情報などを
確認しましょう!



雪道の走行時は、以下の装備品を携帯しましょう!



チェーン



手袋



けん引ロープ



ブースター



懐中電灯



スコップ等

走行前 の 心がけ

車間距離を
十分にとって
走行しましょう!



このような場所は、特に注意しましょう!



坂道



カーブ



橋の上



トンネル出入口

道路の異状を
発見したら...

道路緊急
ダイヤル **#9910**

24時間受付
通話料無料

円滑な道路交通確保のため、早めの通行止めによる除雪作業にご理解とご協力をお願いします。

国土交通省 中部地方整備局 道路部

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 [TEL]052-953-8176